

ニ 寝台又はこれに代わる設備を備えること。

ホ 以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。

ヘ 必要に応じて利用者の身の回り品を保管することができる設備を備えること。

ト ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

三 食堂 次のとおりとすること。

イ 食事の提供に支障がない広さを有すること。

ロ 必要な備品を備えること。

四 浴室 利用者の特性に応じたものであること。

五 洗面所 次のとおりとすること。

イ 居室のある階ごとに設けること。

ロ 利用者の特性に応じたものであること。

六 便所 次のとおりとすること。

イ 居室のある階ごとに設けること。

ロ 利用者の特性に応じたものであること。

七 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。

八 廊下 次のとおりとすること。

イ 幅は、一・五メートル以上とすること。ただし、中廊下にあつては、一・八メートル以上とすること。

ロ 一部の幅を拡張することにより、利用者、職員等の円滑な往来に支障がないようにすること。

3 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和二十二年法律第二百十七号）に基づき養成施設として認定されている障害者支援施設（以下「認定障害者支援施設」という。）が就労移行支援を行う場合には、前項に定めるもののほか、同法に基づき養成施設として必要とされる設備を有しなければならない。

4 第一項の相談室及び多目的室は、利用者へのサービスの提供に支障がない場合は、相互に兼ねることができる。

（職員の配置）

第十一条 障害者支援施設には、施設長を置かなければならない。

2 前項に定めるもののほか、障害者支援施設に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

一 生活介護を行う場合 次のとおりとすること。

イ 医師 利用者に対し日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数

ロ 看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下同じ。）、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員 次に定める数

(1) 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、(一)及び(二)に規定する数を合計した数以上とする。

- (一) 次に掲げる平均障害程度区分（知事が定めるところにより算定した障害程度区分の平均値をいう。以下同じ。）の区分に応じ、それぞれ次に定める数
- (イ) 平均障害程度区分が四未満 利用者（知事が定める者を除く。（ロ）及び（ハ）において同じ。）の数を六で除した数
- (ロ) 平均障害程度区分が四以上五未満 利用者の数を五で除した数
- (ハ) 平均障害程度区分が五以上 利用者の数を三で除した数
- (二) (一)イの知事が定める者である利用者の数を十で除した数
- (2) 看護職員の数は、生活介護の単位ごとに、一人以上とする。
- (3) 理学療法士又は作業療法士の数は、利用者に対し日常生活を営むために必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合において、生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うために必要な数とする。
- (4) 生活支援員の数は、生活介護の単位ごとに、一人以上とする。
- ハ サービス管理責任者（施設障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として知事が定めるものをいう。以下同じ。） 次に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ次に定める数
- (1) 利用者の数が六十以下 一人以上
- (2) 利用者の数が六十一以上 一人に、利用者の数が六十を超えて四十又はその端数を増すごとに一人を加えて得た数以上
- ニ ロの生活介護の単位は、生活介護であつて、その提供が一人又は二人以上の利用者に対し同時かつ一体的に行われるものをいい、複数の生活介護の単位を置く場合における生活介護の単位の利用定員は、二十人以上とする。
- ホ ロの理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むために必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を、機能訓練指導員として置くことができる。
- へ ロの生活支援員のうち一人以上は、常勤でなければならない。
- ト ハのサービス管理責任者のうち一人以上は、常勤でなければならない。
- 二 自立訓練（機能訓練）を行う場合 次のとおりとすること。
- イ 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員 次に定める数
- (1) 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を六で除した数以上とする。
- (2) 看護職員の数は、一人以上とする。
- (3) 理学療法士又は作業療法士の数は、一人以上とする。
- (4) 生活支援員の数は、一人以上とする。
- ロ サービス管理責任者 次に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ次に定める数
- (1) 利用者の数が六十以下 一人以上
- (2) 利用者の数が六十一以上 一人に、利用者の数が六十を超えて四十又はその端数を

増すごとに一人を加えて得た数以上

- ハ 障害者支援施設が、障害者支援施設における自立訓練（機能訓練）に併せて、利用者の居宅の訪問による自立訓練（機能訓練）を提供する場合は、イ及びロに規定する員数の職員に加えて、当該訪問による自立訓練（機能訓練）を提供する生活支援員を一人以上置くものとする。
- ニ イの理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むために必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を、機能訓練指導員として置くことができる。
- ホ イの看護職員のうち一人以上は、常勤でなければならない。
- ヘ イの生活支援員のうち一人以上は、常勤でなければならない。
- ト ロのサービス管理責任者のうち一人以上は、常勤でなければならない。

三 自立訓練（生活訓練）を行う場合 次のとおりとすること。

- イ 生活支援員 常勤換算方法で、利用者の数を六で除した数以上
- ロ サービス管理責任者 次に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ次に定める数
 - (1) 利用者の数が六十以下 一人以上
 - (2) 利用者の数が六十一以上 一人に、利用者の数が六十を超えて四十又はその端数を増すごとに一人を加えて得た数以上

ハ 健康上の管理等の必要がある利用者がいるために看護職員を置いている場合については、イ中「生活支援員」とあるのは「生活支援員及び看護職員」と、「常勤換算方法」とあるのは「生活支援員及び看護職員の総数は、常勤換算方法」と読み替えるものとする。この場合において、生活支援員及び看護職員の数は、それぞれ一人以上とする。

- ニ 障害者支援施設が、障害者支援施設における自立訓練（生活訓練）に併せて、利用者の居宅の訪問による自立訓練（生活訓練）を提供する場合は、イから八までに規定する員数の職員に加えて、当該訪問による自立訓練（生活訓練）を提供する生活支援員を一人以上置くものとする。
- ホ イ又はハの生活支援員のうち一人以上は、常勤でなければならない。
- ヘ ロのサービス管理責任者のうち一人以上は、常勤でなければならない。

四 就労移行支援を行う場合 次のとおりとすること。

- イ 職業指導員及び生活支援員 次に定める数
 - (1) 職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を六で除した数以上とする。
 - (2) 職業指導員の数は、一人以上とする。
 - (3) 生活支援員の数は、一人以上とする。
- ロ 就労支援員 常勤換算方法で、利用者の数を十五で除した数以上
- ハ サービス管理責任者 次に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ次に定める数
 - (1) 利用者の数が六十以下 一人以上

(2) 利用者の数が六十一以上 一人に、利用者の数が六十を超えて四十又はその端数を増すごとに一人を加えて得た数以上

二 イからハまでの規定にかかわらず、認定障害者支援施設が就労移行支援を行う場合に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

(1) 職業指導員及び生活支援員 次に定める数

(一) 職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を十で除した数以上とする。

(二) 職業指導員の数は、一人以上とする。

(三) 生活支援員の数は、一人以上とする。

(2) サービス管理責任者 次に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ次に定める数

(一) 利用者の数が六十以下 一人以上

(二) 利用者の数が六十一以上 一人に、利用者の数が六十を超えて四十又はその端数を増すごとに一人を加えて得た数以上

ホ イ又は二(1)の職業指導員及び生活支援員のうち一人以上は、常勤でなければならない。

へ ロの就労支援員のうち一人以上は、常勤でなければならない。

ト ハ又は二(2)のサービス管理責任者のうち一人以上は、常勤でなければならない。

五 就労継続支援B型を行う場合 次のとおりとすること。

イ 職業指導員及び生活支援員 次に定める数

(1) 職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を十で除した数以上とする。

(2) 職業指導員の数は、一人以上とする。

(3) 生活支援員の数は、一人以上とする。

ロ サービス管理責任者 次に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ次に定める数

(1) 利用者の数が六十以下 一人以上

(2) 利用者の数が六十一以上 一人に、利用者の数が六十を超えて四十又はその端数を増すごとに一人を加えて得た数以上

ハ イの職業指導員及び生活支援員のうち一人以上は、常勤でなければならない。

二 ロのサービス管理責任者のうち一人以上は、常勤でなければならない。

六 施設入所支援を行う場合 次のとおりとすること。

イ 生活支援員 施設入所支援の単位ごとに、次に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ次に定める数とする。ただし、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援若しくは就労継続支援B型を受ける利用者又は知事が定める者に対してのみ施設入所支援の提供が行われる単位にあつては、宿直勤務を行う生活支援員を一人以上とする。

(1) 利用者の数が六十以下 一人以上

(2) 利用者の数が六十一以上一人に、利用者の数が六十を超えて四十又はその端数を増すごとに一人を加えて得た数以上

ロ サービス管理責任者 当該障害者支援施設において昼間実施サービスを行う場合に配置されるサービス管理責任者が兼ねるものとする。

ハ イの施設入所支援の単位は、施設入所支援であつて、その提供が一人又は二人以上の利用者に対し同時かつ一体的に行われるものをいい、複数の施設入所支援の単位を置く場合における施設入所支援の単位の利用定員は、三十人以上とする。

3 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に事業を開始する場合は、推定数とする。

4 施設長は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、障害者支援施設の管理上支障がない場合は、当該障害者支援施設の他の業務に従事し、又は当該障害者支援施設以外の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

5 第二項に規定する障害者支援施設の職員は、生活介護の単位若しくは施設入所支援の単位ごとに専ら当該生活介護若しくは当該施設入所支援の提供に当たる者又は専ら自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援若しくは就労継続支援B型の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

（複数の昼間実施サービスを行う場合における職員の員数）

第十二条 複数の昼間実施サービスを行う障害者支援施設は、昼間実施サービスの利用定員の合計が二十人未満である場合は、前条第二項第一号へ、第二号ホ及びひ、第三号ホ、第四号ホ（二(1)に係る部分を除く。）及びへ並びに第五号ハの規定にかかわらず、当該障害者支援施設が昼間実施サービスを行う場合に置くべき職員（施設長、医師及びサービス管理責任者を除く。）のうち一人以上は、常勤としなければならない。

2 複数の昼間実施サービスを行う障害者支援施設は、前条第二項第一号ハ及びト、第二号ロ及びト、第三号ロ及びへ、第四号ハ、二(2)及びト並びに第五号ロ及びニの規定にかかわらず、サービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる利用者（当該障害者支援施設が提供する昼間実施サービスのうち知事が定めるものに係るものに限る。以下この項において同じ。）の数の合計の区分に応じ、当該各号に定める数とし、そのうち一人以上は、常勤としなければならない。

一 利用者の数の合計が六十以下 一人以上

二 利用者の数の合計が六十一以上一人に、利用者の数の合計が六十を超えて四十又はその端数を増すごとに一人を加えて得た数以上

（従たる事業所を設置する場合における特例）

第十三条 障害者支援施設は、障害者支援施設における主たる事業所（以下「主たる事業所」という。）のほか、これと一体的に管理運営を行う事業所（以下「従たる事業所」という。）を設置することができる。

2 従たる事業所は、六人以上の人員を利用させることができる規模を有するものでなければ

ならない。

- 3 第一項の場合において、障害者支援施設は、主たる事業所又は従たる事業所ごとに、専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する常勤の職員（サービス管理責任者を除く。）を、それぞれ一人以上置かなければならない。

（サービス提供困難時の対応）

第十四条 障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの利用の申込みがあつた場合において、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援B型に係る通常の事業の実施地域（当該障害者支援施設が通常時に当該施設障害福祉サービスを提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、当該利用の申込みをした者に対し自ら適切な生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援B型を提供することが困難であると認めるときは、速やかに、適当な他の障害者支援施設等の紹介その他の必要な措置を講じなければならない。

- 2 障害者支援施設は、利用の申込みをした者が入院治療を必要とする場合その他当該利用の申込みをした者に対し自ら適切な便宜を供与することが困難である場合は、速やかに、適切な病院又は診療所の紹介その他の措置を講じなければならない。

（心身の状況等の把握）

第十五条 障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者の心身の状況及びその置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

（障害福祉サービス事業者等との連携等）

第十六条 障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、地域と家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、他の障害者支援施設、障害福祉サービス事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等との密接な連携に努めなければならない。

- 2 障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対し適切な援助を行うとともに、他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

（障害者支援施設が利用者に求めることのできる金銭の支払の範囲等）

第十七条 障害者支援施設が施設障害福祉サービスを提供する利用者に対し金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の用途が直接利用者の便益を向上させる場合であつて、当該利用者に対し支払を求めることが適当であるときに限るものとする。

- 2 前項の規定により金銭の支払を求める際は、当該利用者に対し、当該金銭の用途及び額並びに当該支払を求める理由を記載した書面を交付して説明し、その同意を得なければならない。

（施設障害福祉サービスの取扱方針）

第十八条 障害者支援施設は、次条第一項に規定する施設障害福祉サービス計画に基づき、利

用者の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、施設障害福祉サービスの提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

2 障害者支援施設の職員は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明しなければならない。

3 障害者支援施設は、その提供する施設障害福祉サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(施設障害福祉サービス計画の作成等)

第十九条 施設長は、サービス管理責任者に、施設障害福祉サービスに係る個別支援計画（以下「施設障害福祉サービス計画」という。）の作成に関する業務を担当させるものとする。

2 サービス管理責任者は、前項に規定する施設障害福祉サービス計画の作成（以下「施設障害福祉サービス計画の作成」という。）に当たっては、利用者について、その置かれている環境、その日常生活全般の状況等の評価を通じて、適切な方法により、当該利用者の希望する生活、課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を行い、当該利用者が自立した日常生活を営むことができるよう、適切な支援内容を検討しなければならない。

3 アセスメントは、利用者に面接して行わなければならない。この場合において、サービス管理責任者は、当該利用者に対し面接の趣旨を十分に説明し、その理解を得なければならない。

4 サービス管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、施設障害福祉サービスことの目標及びその達成時期、施設障害福祉サービスを提供する上での留意事項等を定めた施設障害福祉サービス計画の原案を作成しなければならない。この場合において、施設障害福祉サービス計画の原案には、当該障害者支援施設が提供する施設障害福祉サービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス等との連携も含めて定めるよう努めなければならない。

5 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議（利用者に対する施設障害福祉サービス等の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいう。）を開催し、前項の施設障害福祉サービス計画の原案の内容について意見を求めるものとする。

6 サービス管理責任者は、利用者又はその家族に対し第四項の施設障害福祉サービス計画の原案の内容について説明し、書面により当該利用者の同意を得なければならない。

7 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成をした際には、当該利用者に対し当該施設障害福祉サービス計画を記載した書面を交付しなければならない。

8 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成をした後、当該施設障害福祉サービス計画の実施状況の把握（当該利用者についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。）を行うとともに、少なくとも六月に一回以上当該施設障害福祉サービス計画の見直しを行い、必要に応じて当該施設障害福祉サービス計画の変更を行うも

のとする。

9 サービス管理責任者は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところによらなければならない。

- 一 定期的に利用者面接すること。
- 二 定期的にモニタリングの結果を記録すること。

10 第二項から第七項までの規定は、第八項の施設障害福祉サービス計画の変更について準用する。

(サービス管理責任者の責務)

第二十条 サービス管理責任者は、前条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 利用の申込みに際し、当該利用の申込みをした者が現に利用している障害福祉サービス事業を行う者等に対する照会等により、その者の心身の状況、当該障害者支援施設以外の事業所等における障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。
- 二 利用者の心身の状況及びその置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に適切な支援内容を検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し必要な援助を行うこと。
- 三 他の職員に対する技術指導及び助言を行うこと。

(相談等)

第二十一条 障害者支援施設は、常に利用者の心身の状況及びその置かれている環境等の的確な把握に努め、当該利用者又はその家族からの相談に適切に応ずるとともに、これらの者に対し必要な助言その他の援助を行わなければならない。

2 障害者支援施設は、利用者が当該障害者支援施設以外の事業所等における生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型（省令第六条の十第一号に規定する就労継続支援A型をいう。）又は就労継続支援B型の利用を希望する場合には、他の障害福祉サービス事業を行う事業所等との利用調整その他の必要な支援を行わなければならない。

(介護)

第二十二条 介護は、利用者の心身の状況に応じて、利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行われなければならない。

2 障害者支援施設は、施設入所支援の提供に当たっては、適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清しきしなければならない。

3 障害者支援施設は、生活介護又は施設入所支援の提供に当たっては、利用者の心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。

4 障害者支援施設は、生活介護又は施設入所支援の提供に当たっては、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えなければならない。

5 障害者支援施設は、生活介護又は施設入所支援の提供に当たっては、利用者に対し、離

床、着替え、整容その他日常生活に必要な支援を適切に行わなければならない。

- 6 障害者支援施設は、常に一人以上の職員を介護に従事させなければならない。
- 7 障害者支援施設は、利用者に対し、その負担により、当該障害者支援施設の職員以外の者による介護を受けさせてはならない。

(訓練)

第二十三条 障害者支援施設は、利用者の心身の状況に応じて、利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって訓練を行わなければならない。

- 2 障害者支援施設は、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の心身の特性に応じた必要な訓練を行わなければならない。
- 3 障害者支援施設は、常に一人以上の職員を訓練に従事させなければならない。
- 4 障害者支援施設は、利用者に対し、その負担により、当該障害者支援施設の職員以外の者による訓練を受けさせてはならない。

(生産活動)

第二十四条 障害者支援施設は、生活介護又は就労移行支援における生産活動の機会の提供に当たっては、地域の実情、製品及びサービスの需給状況等を考慮して行うよう努めなければならない。

- 2 障害者支援施設は、生活介護又は就労移行支援における生産活動の機会の提供に当たっては、生産活動に従事する者の作業時間、作業量等がその者に過重な負担を課するものとならないよう配慮しなければならない。
- 3 障害者支援施設は、生活介護又は就労移行支援における生産活動の機会の提供に当たっては、生産活動の能率の向上が図られるよう、利用者の障害の特性等を踏まえた工夫を行わなければならない。
- 4 障害者支援施設は、生活介護又は就労移行支援における生産活動の機会の提供に当たっては、防じん設備、消化設備等の設置その他の生産活動を安全に行うために必要な措置を適切に講じなければならない。

(工賃の支払等)

第二十五条 障害者支援施設は、生活介護、就労移行支援又は就労継続支援B型において行われる生産活動に従事している者に、工賃として、当該生活介護、就労移行支援又は就労継続支援B型ごとに、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を支払わなければならない。

- 2 障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、前項の工賃の一月当たりの平均額（第四項において「工賃の平均額」という。）を、三千円を下回るものとしてはならない。
- 3 障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、工賃の水準を高めるよう努めなければならない。

- 4 障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、毎年度、工賃の目標水準を設定し、当該工賃の目標水準及び前年度における工賃の平均額について、利用者に通知するとともに、県に報告しなければならない。

(実習の実施)

第二十六条 障害者支援施設は、就労移行支援の提供に当たっては、利用者が施設障害福祉サービス計画に基づいて実習を行うことができるよう、実習の受入先を確保しなければならない。

- 2 障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者が施設障害福祉サービス計画に基づいて実習を行うことができるよう、実習の受入先の確保に努めなければならない。

- 3 障害者支援施設は、前二項の実習の受入先の確保に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）第二十七条第二項に規定する障害者就業・生活支援センターをいう。以下同じ。）、特別支援学校その他の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性を踏まえて行うよう努めなければならない。

(求職活動の支援等の実施)

第二十七条 障害者支援施設は、就労移行支援の提供に当たっては、公共職業安定所での求職の登録その他の利用者が行う求職活動を支援しなければならない。

- 2 障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、公共職業安定所での求職の登録その他の利用者が行う求職活動の支援に努めなければならない。

- 3 障害者支援施設は、就労移行支援又は就労継続支援B型の提供に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、特別支援学校その他の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性に応じた求人の開拓に努めなければならない。

(職場への定着のための支援の実施)

第二十八条 障害者支援施設は、就労移行支援の提供に当たっては、利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センターその他の関係機関と連携して、利用者が就職した日から六月以上、職業生活における相談等の支援を継続しなければならない。

- 2 障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センターその他の関係機関と連携して、利用者が就職した日から六月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めなければならない。

(就職状況の報告)

第二十九条 障害者支援施設は、就労移行支援の提供に当たっては、毎年度、前年度における就職した利用者の数その他の就職に関する状況を県に報告しなければならない。

(食事)

第三十条 障害者支援施設は、施設入所支援の提供に当たっては、正当な理由がなく、食事の提供を拒んではならない。

- 2 障害者支援施設は、食事の提供を行う場合には、あらかじめ、利用者に対しその内容及び費用について説明し、その同意を得なければならない。
- 3 障害者支援施設は、利用者の心身の状況及び嗜好を考慮して適切な時間に食事の提供を行うとともに、利用者の年齢及び障害の特性に応じた適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため必要な栄養管理を行わなければならない。
- 4 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。
- 5 障害者支援施設は、食事の提供を行う場合であつて、障害者支援施設に栄養士を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めなければならない。

(社会生活上の便宜の供与等)

第三十一条 障害者支援施設は、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行うよう努めなければならない。

- 2 障害者支援施設は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、利用者又はその家族が行うことが困難である場合は、当該利用者の同意を得て、代わって行わなければならない。
- 3 障害者支援施設は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

(健康管理)

第三十二条 障害者支援施設は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、当該利用者の健康保持のための適切な措置を講じなければならない。

- 2 障害者支援施設は、施設人所支援に係る利用者に対し、毎年二回以上定期的に、健康診断を行わなければならない。

(緊急時等の対応)

第三十三条 職員は、現に施設障害福祉サービスの提供を行っている時に当該利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに、医療機関に対する連絡その他の必要な措置を講じなければならない。

(施設人所支援利用者の入院期間中の取扱い)

第三十四条 障害者支援施設は、施設人所支援に係る利用者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合であつて、入院後おおむね三月以内に退院することが見込まれるときは、当該利用者の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該障害者支援施設の施設人所支援を円滑に利用することができるようにしなければならない。

(給付金として支払を受けた金銭の管理)

第三十五条 障害者支援施設は、当該障害者支援施設の設置者が利用者に係る知事が定める給付金(以下「給付金」という。)の支給を受けたときは、次に定めるところにより、給付金として支払を受けた金銭を管理しなければならない。

一 当該利用者に係る当該金銭及びこれに準ずるもの（これらの運用により生じた収益を含む。以下この条において「当該利用者に係る金銭」という。）をその他の財産と区分すること。

二 当該利用者に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従って用いること。

三 当該利用者に係る金銭の収支の状況を明らかにする記録を整備すること。

四 当該利用者が退所した場合には、速やかに、当該利用者に係る金銭を当該利用者に取得させること。

（施設長の責務）

第三十六条 施設長は、当該障害者支援施設の職員及び業務の管理その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 施設長は、当該障害者支援施設の職員にこの条例の規定を遵守させるため必要な指揮又は命令をするものとする。

（勤務体制の確保等）

第三十七条 障害者支援施設は、利用者に対し適切な施設障害福祉サービスを提供できるよう、施設障害福祉サービスの種類ごとに、その職員の勤務体制を定めておかなければならない。

2 障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの種類ごとに、その職員により施設障害福祉サービスを提供しなければならない。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 障害者支援施設は、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

（定員の遵守）

第三十八条 障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの種類ごとの利用定員又は居室の定員を超えて施設障害福祉サービスの提供を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

（衛生管理等）

第三十九条 障害者支援施設は、利用者の使用する設備及び利用者の飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行わなければならない。

2 障害者支援施設は、障害者支援施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（協力医療機関等）

第四十条 障害者支援施設は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならない。

2 障害者支援施設は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

(身体拘束等の禁止)

第四十一条 障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他当該利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行ってはならない。

2 障害者支援施設は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の当該利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。

(秘密保持等)

第四十二条 障害者支援施設の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 障害者支援施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(苦情解決)

第四十三条 障害者支援施設は、その提供した施設障害福祉サービスに関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、当該苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 障害者支援施設は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 障害者支援施設は、その提供した施設障害福祉サービスに関し、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 障害者支援施設は、市町村から求めがあつた場合には、前項の改善の内容を当該市町村に報告しなければならない。

(地域との連携等)

第四十四条 障害者支援施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力その他の地域との交流に努めなければならない。

(事故発生時の対応)

第四十五条 障害者支援施設は、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供により事故が発生した場合は、県、市町村、当該利用者の家族等に対し連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 障害者支援施設は、前項の事故の状況及びその際に採った処置について、記録しなければならない。

3 障害者支援施設は、第一項に規定する場合であつて、当該利用者の損害の賠償をすべきときには、速やかに、当該損害の賠償をしなければならない。

(規則への委任)

第四十六条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

第一条 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

(多目的室の経過措置)

第二条 平成十八年九月三十日において現に存する法附則第四十一条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第三十五条の規定による改正前の身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号。以下「旧身体障害者福祉法」という。)、第二十九条に規定する身体障害者更生施設(以下「身体障害者更生施設」という。)、旧身体障害者福祉法第三十条に規定する身体障害者療護施設(以下「身体障害者療護施設」という。)、若しくは旧身体障害者福祉法第三十一条に規定する身体障害者授産施設(障害者自立支援法の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令(平成十八年厚生労働省令第百六十九号。以下「整備省令」という。)、第三十一条の規定による改正前の身体障害者更生援護施設の設備及び運営に関する基準(平成十五年厚生労働省令第二十一号。以下「旧身体障害者更生援護施設最低基準」という。)、第五十条第一号に規定する身体障害者入所授産施設に限る。以下「身体障害者授産施設」という。)、法附則第五十八条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第五十二条の規定による改正前の知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号。以下「旧知的障害者福祉法」という。)、第二十一条の六に規定する知的障害者更生施設(整備省令第一条第六号の規定による廃止前の知的障害者援護施設の設備及び運営に関する基準(平成十五年厚生労働省令第二十二号。以下「旧知的障害者援護施設最低基準」という。))、第二十二号第一号に規定する知的障害者入所更生施設に限る。以下「知的障害者更生施設」という。)、旧知的障害者福祉法第二十一条の七に規定する知的障害者授産施設(旧知的障害者援護施設最低基準第四十六条第一号に規定する知的障害者入所授産施設に限る。以下「知的障害者授産施設」という。)、若しくは旧知的障害者福祉法第二十一条の八に規定する知的障害者通動寮(以下「知的障害者通動寮」という。))又は法附則第四十八条の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第四十六条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和三十五年法律第二百二十三号)第五十条の二第一項第一号に規定する精神障害者生活訓練施設(以下「精神障害者生活訓練施設」という。))若しくは同項第二号に規定する精神障害者授産施設(整備省令第一条第一号の規定による廃止前の精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準(平成十二年厚生省令第八十七号)第二十三条第一号に規定する精神障害者通所授産施設及び同条第二号に規定する精神障害者小規模通所授産施設を除く。以下「精神障害者授産施設」という。)(それぞれ、同日において基本的な設備が完成しているものを含み、同日後に増築、改築その他の建物の構造の変更をしたものを除く。))において、施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物については、当分の間、第十条第一項の多目的室を設けないことができる。

(居室の定員の経過措置)

第三条 平成十八年九月三十日において現に存する知的障害者更生施設、知的障害者授産施設

又は知的障害者通勤寮（それぞれ、同日において基本的な設備が完成しているものを含み、同日後に増築、改築その他の建物の構造の変更をしたものを除く。）において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物についての第十条第二項第二号イの規定の適用については、同号イ中「四人」とあるのは、「原則として四人」とする。

（居室面積の経過措置）

第四条 平成十八年九月三十日において現に存する身体障害者更生施設、身体障害者授産施設、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設又は知的障害者通勤寮（それぞれ、同日において基本的な設備が完成しているものを含み、同日後に増築、改築その他の建物の構造の変更をしたものを除く。）において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物についての第十条第二項第二号ハの規定の適用については、同号ハ中「九・九平方メートル」とあるのは、「六・六平方メートル」とする。

2 平成十八年九月三十日において現に存する精神障害者生活訓練施設又は精神障害者授産施設（それぞれ、同日において基本的な設備が完成しているものを含み、同日後に増築、改築その他の建物の構造の変更をしたものを除く。）において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物についての第十条第二項第二号ハの規定の適用については、同号ハ中「九・九平方メートル」とあるのは、「四・四平方メートル」とする。

3 平成十八年九月三十日において現に存する身体障害者更生施設若しくは身体障害者授産施設であつて旧身体障害者更生援護施設最低基準附則第二条若しくは第四条の規定の適用を受けているもの又は知的障害者更生施設、知的障害者授産施設若しくは知的障害者通勤寮であつて旧知的障害者援護施設最低基準附則第二条から第四条までの規定の適用を受けているものにおいて、施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物についての第十条第二項第二号ハの規定の適用については、同号ハ中「九・九平方メートル」とあるのは、「三・三平方メートル」とする。

4 平成十八年九月三十日において現に存する身体障害者療護施設であつて旧身体障害者更生援護施設最低基準附則第三条の規定の適用を受けているものにおいて施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこの施設の建物についての第十条第二項第二号ハの規定の適用については、同号ハ中「九・九平方メートル」とあるのは、「六・六平方メートル」とする。

（ブザー又はこれに代わる設備の経過措置）

第五条 平成十八年九月三十日において現に存する身体障害者更生施設、身体障害者授産施設、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設、知的障害者通勤寮、精神障害者生活訓練施設又は精神障害者授産施設（それぞれ、同日において基本的な設備が完成しているものを含み、同日後に増築、改築その他の建物の構造の変更をしたものを除く。）において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物については、当分の間、第十条第二項第二号トのブザー又はこれに代わる設備を設けないことができる。

（廊下幅の経過措置）

第六条 平成十八年九月三十日において現に存する知的障害者更生施設又は知的障害者授産施設